



- 1 身近な相談窓口
- 2 生活・暮らしの 支援
- **3** 防災·防犯·安全安心
- 生きがいづくり・ 仲間づくり・ 社会参加
- 母 健康·介護保険· 医療保険
- 6 転出・死亡

高齢者のための

暮らしのてびき。







町田市

2024年4月発行



詳しくはHPグ



合わせた



利用者さんも! 働きたい従業員も! 【042-850-8806 お気軽にご連絡下さい☞



はじめに

「高齢者のための暮らしのてびき」を手に取っていただきありがとうございます。

人生100年時代を迎え、高齢者の方が住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく暮らすために、市では、福祉・介護部門をはじめとした各部署が、また民間の団体や事業者等が、高齢者向けの様々なサービスや情報を提供しています。そのような中で、自分に合ったサービスを選び、情報を得るためのお手伝いができるよう冊子にまとめました。また、様々な悩みや困りごとへの相談窓口についても掲載しています。

この冊子が、みなさまのお役に立つことができれば幸いです。

利用案内

このてびきは、2024年4月1日現在の情報を掲載しています。詳しい内容および 最新の情報については、各項目に記載の「窓口」へお問い合わせください。

表紙のイラストについて

表紙のイラストは、「**みまもりかるた」の絵札**を作成 された、市内高齢者支援センターの保坂和可子さんに ご協力をいただきました。

※「みまもりかるた」は、高齢者の異変に気付くための視点を楽しく学ぶことができる「かるた」です。高齢者支援センターと市で貸し出していますので、お気軽にお問い合わせください。市のホームページでダウンロードもできます。



「みまもりかるた」

目次

	1 身近な相談窓□ ┈┈┈┈	6	固定資産税(家屋)の減額	21
	相談先の一覧(目次)	6	自立支援・配食ネットワーク事業	22
	高齢者支援センター・あんしん相談室		紙おむつ支給事業	22
	医療等に関する相談		公共トイレ協力店をご利用ください	22
	認知症電話相談	10	東京都シルバーパス	23
	民生委員・児童委員	11		
	市民相談室 1	11	防災・防犯・安全安心	24
	高齢者のための夜間安心電話 (電話相談) 1	11	交通安全	24
	空き家に関する無料相談	12	防犯	25
	住まいの電話相談窓口	12	家庭における主な防火防災対策	26
	町田法律相談センター	12	住宅用火災警報器の点検・交換について …	26
	消費生活センター ····································		救急通報システム	27
	町田市社会福祉協議会	13	火災予防機器等給付事業	27
	福祉サポートまちだ	13	消費者被害	28
	公的年金に関する相談	14	成年後見制度	28
	生活·就労相談 1	14	高齢者あんしんキーホルダー	29
	社会保障・福祉に関する市の窓口 1	14	認知症等による行方不明高齢者探索サービス …	29
			見守り支援ネットワーク	29
9	2 生活・暮らしの支援	15	認知症等による行方不明高齢者の情報提供依頼	30
	ごみの出し方 1	15	知ってください! 高齢者虐待のこと	30
	指定収集袋の無料配付	16	認知症の人と家族が安心して暮らせるために …	31
	ふれあい収集(高齢者等訪問収集) 1			
	引越しや遺品整理などで一時的多量に出るごみについて 1	16	生きがいづくり・仲間づくり・社会参加 …	32
	福祉輸送のご案内	17	ふれあい館(高齢者福祉センター)	32
	その他の輸送サービス	17	シルバー人材センター	34
	寝具乾燥消毒事業	18	老人クラブ	34
	シルバー調髪カード	18	ゲートボール	35
	調髪利用券	19	ふれあいサロン	35
	高齢者の住宅	20	生涯学習ボランティアバンク	35
	公的住宅の種類とお問い合わせ先について 2	20	市の施設利用の割引	35
	シルバーピア	21	町田市介護人材バンク	35
	住宅バリアフリー化改修工事の助成 2	21	いきいきポイント制度	36

ボランティアにご参加を	36
社会福祉協議会の会員に	36
5 健康・介護保険・医療保険 …	37
熱中症に気をつけよう	37
健康診査・検診	38
高齢者歯科口腔機能健診	39
高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種 …	39
感染症を予防するために	40
町田市社会資源検索システム【マチナビ】…	42
介護予防・フレイル予防	42
介護保険制度	44
福祉サービス第三者評価とは?	45
介護保険サービスの種類	46
特別養護老人ホーム一覧	48
介護保険サービスに関する負担を軽減するしくみ	49
介護予防・日常生活支援総合事業のサービス	50
医療保険・後期高齢者医療制度	52
高齢受給者証	53
医療費助成	54
所得税や住民税における社会保険料の控除 …	55
所得税や住民税の申告	55
所得税や住民税地除に係る認定書等の交付	56

6 転出・死亡	57
転出するとき	57
死亡したとき	58
葬儀に関するご案内	59
町田市への遺贈・相続財産の寄附について …	59
索引(五十音順)	60
年齢別索引	62







1 身近な相談窓口

相談先の一覧(目次)

高齢者のための総合相談 ※ご家族や、近隣の高齢者についてもご相談ください。

相談窓□名称	ページ	例えばこんな相談…
高齢者支援センター・ あんしん相談室 (地域包括支援センター)	8	 ・介護保険や福祉のサービスを利用したい。 ・認知症に関する相談をしたい。 ・虐待かも?気になる高齢者の相談をしたい。 ・成年後見制度について知りたい。 ・高齢になり、不安や困りごとがあり相談したい。 ・介護保険で住宅に手すりやスロープをつけたい。 ・体力づくりや、認知症予防の催しに参加したい。

なやみごと・心配ごと

相談窓口名称	ページ	例えばこんな相談…
民生委員・児童委員	11	・暮らしや健康に不安があり相談したい。
心配ごと相談 (町田市社会福祉協議会)	13	・日常生活の様々な悩みについて相談したい。
市民相談室(広聴課)	11	・市政に関すること、日常生活の中での悩み事を どこに相談したらいいか。
高齢者のための夜間安心電話 (東京社会福祉士会)	11	・保健や福祉に関わる心配ごとや悩みについて相 談したい。

医療・健康

相談窓口名称	ページ	例えばこんな相談…
救急相談センター (東京消防庁)	10	・急な病気や怪我で、病院を教えて欲しい。 ・救急時の 応急手当 のアドバイスをしてほしい。
町田市医師会 テレホンサービス (電話)	10	・かかりつけ医を探したい。・夜間や休日に受診できる医療機関を知りたい。
東京都保健医療情報センター 「ひまわり」	10	・都内の医療機関の場所や診療内容等の情報を知 りたい。
町田市医療安全相談窓口 (町田市保健所)	10	・医療従事者の対応が気になるので相談したい。
栄養相談 (町田市保健予防課)	10	・食生活など栄養の不安や疑問を相談したい。
認知症電話相談(電話) (認知症疾患医療センター)	10	・ 認知症 に関する心配ごとがある。 ・認知症を診てくれる病院について相談したい。

住まい

相談窓□名称	ページ	例えばこんな相談…
空き家に関する無料相談 (町田市住宅課)	12	・空き家の管理について相談したい。
住まいの電話相談窓口	12	・住む場所に困っている。

生活上の安全・トラブル等

相談窓口名称	ページ	例えばこんな相談…
地域福祉権利擁護の相談 (町田市社会福祉協議会)	13	・日常の 金銭管理 などを 手伝 ってほしい。 ・成年後見制度について相談したい。
消費生活相談 (消費生活センター)	12	・商品やサービスの 契約でおきたトラブル につい て相談したい。
福祉法律相談 (町田市社会福祉協議会)	13	・弁護士へ相続、金銭賃借、契約などの相談をし たい。
専門士による相談 (市民相談室(町田市広聴課))	11	・弁護士や税理士、司法書士などに法律等専門的 な相談をしたい。
町田法律相談センター (東京三弁護士会)	12	・暮らしの困りごとで悩みがあり、 法律相談 をし たい。
福祉サービス苦情相談(町田市社会福祉協議会)	13	・福祉サービスの利用について苦情がある。 ※介護保険サービスの苦情は、事業所と契約した際の 書類「重要事項説明書」をご確認ください。

経済・自立支援

相談窓□名称	ページ	例えばこんな相談…
八王子年金事務所 街角の年金相談センター町田	14	・公的年金のことを相談したい。
生活・就労相談	14	・自立できるような支援について相談したい。
生活福祉資金貸付制度の相談 (町田市社会福祉協議会)	13	・所得が少なく生活が不安定なので、 生活資金の 貸付について相談したい。

社会保障・福祉に関する市の窓口

相談窓口名称	ページ	例えばこんな相談…
町田市高齢者支援課	14	・高齢者の福祉やサービス等について知りたい。
町田市介護保険課	14	・介護保険制度について知りたい。
町田市保険年金課	14	・医療保険制度や成人健康診査について知りたい。 ・国民年金について知りたい。
町田市障がい福祉課	14	・障害者手帳や制度について知りたい。 ・難病医療費等助成について知りたい。

高齢者支援センター・あんしん相談室

高齢者支援センターは、高齢者の皆さまが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要な支援や情報提供を行う高齢者の方のための総合相談窓口です。

あんしん相談室は、高齢者支援センターの出先機関であり、高齢者支援センター と同様の相談ができます。

ケアマネジャーや社会福祉士、保健師等の専門職が、介護・医療・保健・福祉などの側面から相談に対応します。

ご本人のほか、ご家族や地域の皆さまもお気軽にご相談ください。なお、電話や 来所だけでなく、スタッフの訪問による相談も可能です。

業務内容

- ○町田市の高齢者福祉サービスの相談、申請代行
- ○介護保険の相談、認定申請受付
- ○認知症の全般的な相談や専門医療機関などの情報提供
- ○日常生活における不安なこと、お困りごとの相談受付
- ○介護予防に関する講座の開催
- ○要支援認定された方・総合事業対象の方のケアプラン作成
- ○成年後見制度活用の相談や利用支援
- ○高齢者虐待に関する相談受付・対応・防止
- ○一人暮らし高齢者等の見守り支援ネットワークの整備
- ○家族介護者の交流会等の開催
- ○地域づくりのサポート

など

開所日

月曜日~土曜日(日祝休日・12/29~1/3を除く) 高齢齢を接ている

開所時間

8:30~17:00

(緊急時は上記時間以外でも対応します)



- ※相談は無料です。秘密は厳守いたします。
- ※町田市では、対象者や役割をわかりやすくするため、介護保険法に基づき設置 される地域包括支援センターで市内の各地域を担当するものを「高齢者支援セ ンター」と呼んでいます。
- ※高齢者支援センター・あんしん相談室に関するお問い合わせ先について 高齢者支援課 地域支援事業推進担当 TEL 042-785-5199 FAX 050-3101-6180

■高齢者支援センター・あんしん相談室 一覧

担当地域	名 称	電話番号	FAX番号	所 在 地
・相原町	堺第 1 高齢者支援センター	042-770-2558	042-774-1847	相原町 2373-1 (老人保健施設サンシルバー 町田内)
	相原あんしん相談室	042-700-7121	042-700-7122	相原町 1158-26
・小山町 ・小山ヶ丘	堺第 2 高齢者支援センター	042-797-0200	042-798-7780	小山ヶ丘 1-2-9 (特別養護老人ホーム美郷内)
・上小山田町	小山あんしん相談室	042-794-8751	042-794-8752	小山町 2619
・図師町・忠生・下小山田町	忠生第 1 高齢者支援センター	042-797-8032	042-797-8830	下小山田町 3580 ふれあい桜館 1 階
・矢部町 ・常盤町 ・小山田桜台 ・根岸町 ・根岸	忠生あんしん相談室	042-792-8888	042-792-8888	忠生 3-1-34 もりやハイツ I 101 号室
・山崎町 ・山崎 ・木曽町 ・木曽西 ・木曽東(都営木曽森野	忠生第 2 高齢者支援センター	042-792-1105	042-792-5543	山崎町 2200 山崎団地 3-18棟 101号 (山崎団地名店会内)
アパートを除く) ・本町田の一部(公社住 宅町田木曽)	木曽あんしん相談室	042-794-7901	042-794-7902	木曽東 1-34-10 ちひろマ ンション 101
・小野路町 ・大蔵町 ・野津田町 ・薬師台 ・金井町 ・金井	鶴川第 1 高齢者支援センター	042-736-6927	042-736-6903	薬師台 3-270-1 (特別養護老人ホーム第二清 風園内)
・金井ヶ丘	大蔵あんしん相談室	042-708-8964	042-735-5872	大蔵町 806
・能ヶ谷 ・鶴川 ・三輪町 ・三輪緑山	鶴川第2高齢者支援センター	042-737-7292	042-737-0833	能ヶ谷 3-2-1 鶴川地域コミュニティ 1 階
・広袴町 ・広袴 ・真光寺町 ・真光寺	鶴川あんしん相談室	042-718-1223	042-860-5833	鶴川 6-7-2-103 号室
・原町田(都営金森1丁 目アパートを除く) ・中町 ・森野 ・旭町	町田第1高齢者支援センター	042-728-9215	042-728-6578	森野 4-8-39 (特別養護老人ホームコモン ズ内)
・木曽東の一部(都営 木曽森野アパート)	原町田あんしん相談室	042-722-8500	042-732-3505	原町田 4-24-6 せりがや会館 1 階
・本町田(公社住宅町田木曽を除く)・藤の台	町田第2高齢者支援センター	042-729-0747	042-709-0533	本町田 2102-1 (本町田高齢者在宅サービス センター内)
・南大谷の一部(公社 住宅本町田)	本町田あんしん相談室	042-860-7870	042-709-0533	藤の台 1-1-50-109
・玉川学園 ・南大谷(公社住宅本 町田を除く)	町田第 3 高齢者支援センター	042-710-3378	042-710-1292	玉川学園 3-35-1 (玉川学園高齢者在宅サービ スセンター内)
・東玉川学園	南大谷あんしん相談室	042-851-8421	042-851-8426	南大谷 205-1-2
・南町田 ・鶴間・小川 ・つくし野	南第1高齢者支援センター	042-796-2789	042-799-0079	南町田 5 - 16 - 1 (特別養護老人ホーム芙蓉園 内)
・南つくし野	小川あんしん相談室	042-812-2127	042-812-2127	JVII 6-1-11
・金森 ・金森東 ・南成瀬 ・成瀬が丘 ・原町田の一部(都営	南第2高齢者支援センター	042-796-3899	042-799-2145	金森東 3-18-16 (特別養護老人ホーム合掌苑 桂寮内)
金森1丁目アパート)	成瀬が丘あんしん相談室	042-795-9100	042-850-6550	成瀬が丘 2-23-4 ベルハイ ツ成瀬 1-A 号室
・成瀬・西成瀬	南第3高齢者支援センター	042-720-3801	042-860-7022	西成瀬 2-48-23
・高ケ坂・成瀬台	成瀬台あんしん相談室	042-732-3239	042-860-7022	成瀬台 3-8-1

医療等に関する相談

医療や健康に関する相談窓口です。

相談内容	窓口	受付時間
救急時、応急手当の アドバイスや医療機関の 案内が必要なとき	救急相談センター (東京消防庁) TEL #7119 または [®] [®] 042-521-2323	24時間
かかりつけ医について 相談したいとき	町田市医師会 テレホンサービス TEL 042-739-0660	月〜金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時〜午後5時 ※上記時間帯以外は音声テー プ案内
医療機関の情報が 必要なとき	東京都保健医療情報センター 「ひまわり」 TEL 03-5272-0303 [®] [®] FAX 03-5285-8080 [®]	○医療機関案内:24時間 ○保健医療福祉相談:月〜金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時〜午後8時
上手な医療のかかり方 などを、一緒に考え 助言してほしいとき	町田市医療安全相談窓口 (町田市保健所) TEL 042-724-5075	月・火・木・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時~正午、 午後1時~午後4時
食生活に不安・疑問など があるとき	保健予防課「栄養相談」 TEL 042-722-7996	予約制 ※相談の日時は、保健予防課 にお問い合わせください。

認知症電話相談

認知症の早期診断と治療のための、身近に相談できる専門相談窓口です。電話による相談を専門の相談員がお受けします。また、必要に応じて関係機関との調整も行います。ご本人だけでなく、ご家族の方や関係者の方もお気軽にお電話ください。

専用電話 TEL 0120-115-513

受付 月〜金曜日 午前9時〜午後5時 土曜日 午前9時〜12時 (祝日・年末年始を除く)



民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、福祉に関する地域の身近な相談相手です。

民生委員・ 児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けています。任期は3年です。

また、児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、 児童福祉の推進にも努めています。

民生委員・ 児童委員の活動

民生委員・児童委員は、市民の皆様が、福祉の制度やサービス を必要なときに利用できるように、市役所や社会福祉協議会など の関係機関へつなぐパイプ役として活動しています。

また、民生委員・児童委員はそれぞれ担当地域を持って活動しています。

お気軽に ご相談ください

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や、ご相談 者の個人情報は必ず守ります。

担当の民生委員・児童委員が分からないときは福祉総務課へお問い合わせください。

窓

福祉総務課 事業係 TEL 042-724-2537 FAX 050-3101-0928

市民相談室

日常生活での悩み事等の相談先や、弁護士・税理士等による専門相談をご案内します。 また、市の職員が、市政に関するお問い合わせ・ご意見・ご要望・ご相談をお受けします。 専門相談は、予約が必要です。広聴課へお問い合わせください。相談は無料です。

窓

広聴課 TEL 042-724-2102 FAX 050-3085-3127

高齢者のための夜間安心電話(電話相談)

高齢者やその家族の抱える保健や福祉に関わる心配ごとや悩みについて情報提供 を行っています。

専用電話

TEL 03-5944-8640

受 付

午後7時30分~午後10時00分(年中無休)

実施機関

公益社団法人東京社会福祉士会

空き家に関する無料相談

町田市内に家屋を所有する方に対し、空き家についての法律・税務・不動産に 関する無料相談(予約制)を行っています。弁護士・司法書士・税理士・宅地建物 取引士が各専門相談をお受けします。

なお、住宅課では持ち家の管理に関するパンフレットを無料で配付しています。

ます。

窓

住宅課 TEL 042-724-4269 FAX 050-3161-6109

住まいの電話相談窓口

住宅の賃貸契約が難しい等の事情で住む場所にお困りの方からのご相談に応じます。相談 者にとって必要な住まいの支援や生活支援サービスを扱う団体等の紹介を行います。

窓

町田市居住支援協議会(社会福祉法人悠々会)

TEL 050-5526-1681 (相談は無料です)

受付時間

平日午前8時30分~午後5時(祝日・年末年始を除く)

田法律相談センター(運営:東京三弁護士会)

東京の三つの弁護士会 (東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会)が運営する法律相談所です。暮らしのお困りごとでお悩みの方はお気軽にご相談ください。

専用電話

TEL 042-732-3904 (予約受付専用)

受付時間

水・金・十曜日 午後1時~午後6時、

火・木曜日 午後3時~午後8時(祝日・年末年始を除く)

※事前電話予約制

相談料

30 分以内 5,500 円(税込)、延長 15 分につき 2,750 円(税込)

※収入が一定額以下の方は、法テラスの無料相談をご利用いただける場

合があります。

消費生活センター

商品やサービスに関する契約上のトラブルや商品の安全・品質・苦情等、消費生活に関わる相談を専門の相談員がお受けし、助言やあっせん等を行います。

※「消費者被害」については、P.28 参照。

窓口

TEL 042-722-0001

所 在 地 町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム3F

電話相談 月~土曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時~12時、午後1時~4時

来所相談 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時~12時、午後1時~4時

町田市社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とし、地域の住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、 企業及び行政等と協働し、「福祉のまちづくり」に取り組んでいる組織です。 下記の相談・福祉事業などを行っています。

心配ごと相談(電話相談)

心配ごとのある方の相談に民生委員が応じ、解決の方法をさがします。

専用電話 TEL 042-729-5070

受付日時 毎週金曜日(祝日・年末年始を除く)午前10時~12時、午後1時~3時

生活福祉資金貸付制度の相談

低所得世帯に対して、以下のとおり生活資金の貸付を行います。

※貸付には一定の基準があります。下記窓口へご相談ください。

緊急小口資金	医療費等の支払いで、一時的に生活費が必要なとき
不動産担保型生活資金	非課税高齢者世帯に家と土地を担保とする生活資金貸付

窓口

町田市社会福祉協議会 TEL 042-722-4898(代表) FAX 042-723-4281

受付日時

月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~午後4時

福祉サポートまちだ

高齢者や障がい者の方々が安心して生活できるよう、福祉に関するご相談をお受けし、 福祉サービスの利用や契約、財産管理などを適切にお手伝いします。ご相談は無料です。

各種ご相談	内 容	受付日時
福祉に関する	高齢者や障がいのある方、そのご家族や関係	月~金曜日
ご相談	者の方からの、福祉に関するご相談。	午前9時~午後5時
福祉サービス	福祉サービスを利用していて「納得できない」	月~金曜日
苦情相談	「嫌な思いをした」などのご相談。	午前9時~午後4時
弁護士による成年後見制度、相続、遺言など		毎月1回第3火曜日
福祉法律相談	のご相談。※電話予約が必要です。	午後2時~午後4時

※祝日・年末年始を除く

窓 □ 福祉

福祉サポートまちだ TEL 042-720-9461 FAX 042-725-1284

地域福祉権利擁護の相談

認知症や障がい等により、以下の手続きを一人で判断することに不安のある方からの相談を受け、そのお手伝いをいたします。

福祉サービス利用援助	福祉サービス利用の手続き、利用料の支払いなど		
日常的金銭管理サービス	年金・手当ての受け取り、家賃・公共料金の支払い		
書類等預かりサービス	預貯金通帳、印鑑、権利書などのお預かり		

専用電話 TEL 042-720-2861

受付日時 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~午後4時

成年後見制度の相談 詳しくは、p.28 をご参照ください。

所 在 原町田4-9-8 町田市民フォーラム4階

公的年金に関する相談

国民年金、厚生年金保険について、下記窓口で相談を受け付けています。 共済年金の詳しいご相談は、各共済組合が窓口です。

窓口

- 八王子年金事務所 (TEL 042-626-3511 FAX 042-621-0549 八王子市南新町 4-1)
- 街角の年金相談センター町田(中町1-2-4 日新町田ビル5階 電話相談は受付しません)
- ・保険年金課 国民年金係(TEL 042-724-2127 FAX 050-3101-5154)

生活・就労相談

しごとや生活にお困りの方の相談をお受けしています。 専門の支援員が支援プランを作成し、一人一人に寄り添った家計の改善や支援等を行います。

受付日時 町田市役所庁舎1階 110 番窓口(生活・就労相談窓口)

社会保障・福祉に関する市の窓口

窓口		相談内容	
高齢者支援課 FAX 050-	高齢者相談·支援担当 042-724-2141	・高齢者の在宅を支えるサービスに関すること ・高齢者の虐待防止対策に関すること	
	高齢者健康づくり担当 042-724-2146	・介護予防に関すること ・高齢者の見守りに関すること	
3101-6180	医療介護連携·認知症施策担当 042-724-2140	・認知症の施策に関すること	
介護保険課	認定係 042-724-4365	・介護保険認定の申請、結果に関すること	
FAX 050- 3101-6664	給付係 042-724-4366	・介護保険サービスに関すること	
3101-0004	保険料係 042-724-4364	・介護保険の資格や保険料に関すること	
	高齢者医療係 042-724-2144	・75歳以上の医療保険に関すること	
伊隆年 令钿	保険加入係 042-724-2124	・国民健康保険の加入・脱退に関すること ・国民健康保険証の発行・紛失に関すること	
保険年金課 FAX 050- 3101-5154	事業管理係 042-724-4027	・成人健康診査(40歳以上)に関すること	
	保険給付係 042-724-2130	・国民健康保険の給付に関すること	
	国民年金係 042-724-2127	・国民年金に関すること	
障がい福祉課 FAX 050- 3101-1653	福祉係 042-724-2148	・手帳の交付(身体、愛の手帳)に関すること ・障がい者への助成に関すること	
	支援係 042-724-2145 042-724-3089	・手帳の交付(精神)に関すること ・障がい者への日常生活支援に関すること	

2 生活・暮らしの支援

ごみの出し方

町田市では「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の指定収集袋による戸別収集を行っています。(JR横浜線より南側の地域では、「容器包装プラスチック」の戸別収集も行っています。)

ごみの分別や排出日等の詳細は『資源とごみの収集力レンダー』『資源とごみの出し方ガイド』をご覧ください。お持ちでない方は、市庁舎、各市民センター及びコミュニティセンターなどでお渡ししています。指定収集袋はお近くの販売店でお買い求めください。

ごみの種類	袋の色	収集頻度	袋の大きさ・袋の価格 (10枚1組)	
燃やせるごみ	黄色	週2回	ミニ (5ℓ)・80円	中(20ℓ)・320円
			小 (10ℓ)・160円	大 (40 ℓ)・640円
燃やせないごみ 緑色	妇女	2週に1回	ミニ (5ℓ)・80円	中(20ℓ)・320円
	秘巴		小 (10ℓ)・160円	大 (40 ℓ)・640円
容器包装プラスチック	ピンク色	週1回	中(20ℓ)・160円	大 (40 ℓ)・320円

- ※容器包装プラスチックは、JR横浜線より南の地域
 - その他
- ○団体または個人で、道路等の公共の場所を清掃する場合は、事前登録制 で『ボランティア袋』を配布しています。
- ○おむつや糞尿便袋(ストマ)を使用されている方は『おむつ袋』が利用できます。※おむつや糞尿便袋(ストマ)以外は入れられません。
- 窓口
- ○ごみ分別・出し方について ごみ収集課 ごみ相談係 TEL 042-797-7111 FAX 042-797-5325
- ○指定収集袋、ボランティア袋、おむつ袋について 環境政策課 ごみ政策係 TEL 042-724-4379 FAX 050-3160-2758

粗大ごみ

- ○指定収集袋に入らない大きなごみや、単体で重さ10キログラムを超える ごみは、粗大ごみになります。
- ○粗大ごみの処分については、以下の2通りの方法があります。
- ※パソコンや家電リサイクル法対象製品は、市で収集・処分ができません。

②清掃工場への持ち込み ①粗大ごみの戸別収集 ○事前のお申し込みが必要です。 ○事前のお申し込みが必要です。 ○料金、収集日等の詳細はお申し込み時に ○料金 10キログラムごとに250円 ○持込時間 ご確認下さい。 ○収集は有料です。お申し込み時に案内さ 月~土曜日(祝日・年末年始を除く) れた金額分の粗大ごみ処理券を購入して 午前8時30分~午前11時30分 下さい。 午後1時~午後4時 注意:指定収集袋は使用しないで下さい。 注意:指定収集袋は使用しないで下さい。

窓 コ まちだエコライフ推進公社 TEL 042-797-1651 月〜土曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分〜午後5時

指定収集袋の無料配付

年に1回指定収集袋を、一定数量無料配付いたします。なお、申し込みは不要です。

対 **象** 4月1日現在、市内在住の70歳以上の方がいる世帯で、かつ、世帯 全員の前年度市・都民税が非課税の世帯。

ただし、以下の方は対象となりません。

- ○4月2日以降、転出、死亡などの理由により町田市に在住していない方
- ○4月2日以降、町田市に転入された方
- ○前年度の市・都民税の課税状況が確認できない方
- ○生活保護を受給している方

受取方法
町田市シルバー人材センターがご自宅まで直接お届けいたします。

窓 D いきいき総務課 事業係 TEL 042-724-3291 FAX 050-3101-4315

ふれあい収集(高齢者等訪問収集)

資源物やごみを出すことが困難な世帯に対して、決まった曜日に訪問し、玄関先での収集を行います。

対 **象** 市内在住で、以下のいずれかの条件に該当する方で、ごみ及び資源物 を持ち出すことが困難であり、隣人その他の協力が得られない方

- 65 歳以上の方のみの世帯で、世帯員全員が要介護 2 以上、またはそれと同等の状態と認められる方のみの世帯
- ○身体障害者手帳、または愛の手帳の交付を受けている方のみの世帯

申込方法 ケアマネジャーまたは高齢者支援センター等にご相談のうえ、 町田市高齢者等訪問収集事業利用申請書を提出してください。 (申請書は町田市HPからダウンロード可)

窓 コ ごみ収集課 収集対策係 TEL 042-797-7111 FAX 042-797-5325

引越しや遺品整理などで一時的多量に出るごみについて

引越しや遺品整理などによって、家庭からごみが多量に発生した場合に、市が許可した事業者に整理・分別・収集まで一括で依頼できます。事業者への依頼には事前受付が必要です。 多量のごみでお困りの方は、最初に下記窓口までご相談ください。

※詳細は「町田市資源とごみの収集カレンダー」をご覧ください。

窓 ロ ごみ収集課 ごみ相談係 TEL 042-797-7111 FAX 042-797-5325

福祉輸送のご案内

福祉輸送サービス共同配車センター

高齢や障がいなどにより通院・買い物等の外出が思うようにできない方のお手伝いをします。

市内へ外出をされる方は「市民外出支援サービス」(あいちゃん号)を、市外へ 外出をされる方は「やまゆり号運行サービス」をご利用になれます。なお、サービ スを利用する際は共同配車センターへのご登録(事前登録)が必要です。(要件あり。 要件は以下のとおりです。)

- ○介護保険法に基づく要介護状態区分3から5の方
- ○身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ○愛の手帳1・2度をお持ちの方
- ○精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ○障害者総合支援法に基づく障害支援区分4から6の方
- ○上記のいずれにも該当されない方は、配車センターまでお問合せください。

利用の相談・事前登録・予約のお問い合わせ先

○福祉輸送サービス共同配車センター:町田市社会福祉協議会TEL・FAX 042-727-6361

運行団体

- ●市民外出支援サービス(あいちゃん号):
 - 特定非営利活動法人 町田ハンディキャブ友の会(福祉有償運送事業)
- ●やまゆり号運行サービス:小田急交通南多摩株式会社(道路運送法第4条事業)

その他の輸送サービス

市民バス「まちっこ」

- ○まちっこ公共施設巡回ルート(町田市役所・市民病院など)
- ○まちっこ相原ルート(Nature Factory東京町田・市民病院など)
- 窓 D 交通事業推進課 推進係 TEL 042-724-4261 FAX 050-3161-6322

地域コミュニティバス

- ○玉川学園地区(玉ちゃんバス)北ルート/東ルート/南ルート
- ○金森地区(かわせみ号)成瀬駅ルート
- 窓 D 交通事業推進課 調整係 TEL 042-724-4260 FAX 050-3161-6322
- ※まちっこ、玉ちゃんバスは、東京都シルバーパスが利用できます。
- ※かわせみ号は、「サルビアカード(高齢者乗車証明証)」の提示で、高齢者料金で乗車できます。内容や申請方法については、窓口へご確認ください。

寝具乾燥消毒事業

ひとり暮らしまたは高齢者世帯で、失禁により寝具の清潔が保てず、寝具を干せない方を対象に、寝具の乾燥消毒及び丸洗いを行います。

対象 市内在住の65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯で、失禁により寝具の清潔が保てず、寝具を干せない方。

青 用 利用料の一割負担として、

乾燥消毒 1回あたり270円(年6回(4・6・9・12・1・3月)) 丸洗い 1回あたり370円(年1回(11月))

- ※上記料金は2023年度の金額となります。年度ごとに改定があります。
- ※生活保護受給者の方は負担はありません。
- ※状況により、実施月の変更を希望される方は、下記までお問い合わせ ください。

申込方法 利用開始前に、居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーまたはお住まいの地域を担当する高齢者支援センターを通して市に申請をし、事前審査を受けていただきます。

シルバー調髪カード

高齢者調髪協力店にて調髪を希望する方に、シルバー調髪カードを発行します。 このカードを掲示すると各協力店が定めるシルバー調髪料金で調髪できます。

対象 市内にお住まいの 75 歳以上の方

発 行 高齢者調髪協力店にて直接申し込みいただき、その場でカードを発行します。

窓 口 高齢者支援課 高齢者相談・支援担当 TEL 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

高齢者調髪協力店

(お近くの高齢者調髪協力店については高齢者支援課にお問い合わせください。)

調髮利用券

3月1日現在市内にお住まいで、以下の条件に該当する65歳以上の方に、4月 に調髪利用券をお送りします。なお、申し込みは不要です。

高齢者

○介護保険要介護度が4または5の方

在宅訪問 理美容券

【枚数】年間6枚

【自己負担】各店舗で定める調髪料金から市負担額(理容店4,000 円、美容店3,000円)を差し引いた額

高齢者

- ○特別養護老人ホームに住民登録がある方
- 調髪利用券
- **ホーム出張** ○要介護 4 または 5 で、住民登録は特別養護老人ホームにないが、 前年12月時点で特別養護老人ホームに入所している方
 - ※介護保険法第13 条に規定する他の区市町村から入所した被保 険者を除きます。

【枚数】年間4枚

【自己負担】各店舗で定める調髪料金から市負担額(1,200円)を 差し引いた額

高輪者 調髪利用券

- ○生活保護を受給している方
- ○中国残留邦人等支援給付者
- ○老齢福祉年金を受給している方

【枚数】年間4枚

【自己負担】各店舗で定める調髪料金から市負担額(2,000円)を 差し引いた額

再 発 行

調髪券を汚損したり、紛失した場合は再発行(年一回のみ)します。 高齢者支援課までご連絡ください。

窓

□ 高齢者支援課 高齢者相談・支援担当

TEL 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

高齢者の住宅

サービス付き高齢者向け住宅

下記の基準を満たした、高齢者向け住宅です。 入居の申し込み、問い合わせは各住宅事業者へ。 ○基準

- ・専用部分の床面積は原則25㎡以上で、 台所、水洗便所、浴室等の設備を備え ていること。バリアフリー構造である こと。(ただし、居間、食堂、台所その ほかの住宅の部分が高齢者が共同して 利用するため十分な面積を有する場合 は18㎡以上)
- ・ケアの専門家が少なくとも日中建物に 常駐し、状況把握サービスと生活相談 サービスを提供すること。
- ○参考ホームページ

「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」(一般社団法人高齢者住宅協会) https://www.satsuki-jutaku.jp

軽費老人ホーム

低額料金の老人ホームです。A型、B型、ケアハウスの3種類があり、入居条件が異なります。

利用料は、所得に応じた費用負担となります。 入居の申し込み、問い合わせは各施設へ。

対象 ○60歳以上

- (夫婦の場合、一方が60歳以上)
- ○下記条件にあてはまる方 (種類別)
- ・A型(食事付)家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活するには不安が認められる方
- ・B型(食事なし)A型の条件を満たし、かつ健康で自炊できる方(※市内にB型はありません)
- ・ケアハウス(食事付)A型と同じ

有料老人ホーム

高齢者が暮らしやすいように配慮した住宅に、食事、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要なサービスが付いています。

市内には、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホームがあります。

介護付有料老人ホームは、入居者が介護を必要とするときは、施設が提供する介護サービスを受けることになります。要介護度をお持ちでなくても入居できる「混合型」と、要介護度をお持ちの方のみ入居できる「介護専用型」の2種類に分けられます。

住宅型有料老人ホームは、入居者が介護を必要とするときは、訪問介護など、外部事業者の介護サービスを受けることになります。

入居の申し込み、問い合わせは各施設へ。

施設一覧は、高齢者支援課窓口または市ホームページで確認できます。

公的住宅の種類とお問い合わせ先について

- 市営住宅・・・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター(市営)TEL 042-713-5094
- 都営住宅・・・東京都住宅供給公社都営住宅募集センター(都営)TEL 03-3498-8894
- 公社住宅・・・東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター TEL 03-3409-2244
- UR賃貸住宅(旧公団住宅)・・・UR町田営業センター TEL 042-720-8751

入居の基準、申込時期、申込方法等は、各問い合わせ先にご確認ください。

シルバーピア

住宅に困っている高齢者の方々の居住の安定を図るため、高齢者の方に配慮され た構造と設備を備えた集合住宅を提供しています。

入居者の募集は随時「広報まちだ」、およびホームページにてお知らせします。

申込資格

- (以下の要件を全て満たす方)
- (1) 65歳以上であること
- (2) 町田市内に継続して3年以上居住していること
- (3) 常時介護を必要としない程度に自立した生活が可能であること
- (4) 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること(単身者向の場合)
- (5) 所得が定められた基準内であること
- (6) 住宅に困っていること
- (7) 暴力団員でないこと
- 窓口

シルバーピア (シルバーピアもりの・あいはら以外) について 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター TEL 042-713-5094

シルバーピアもりの・あいはらについて

高齢者支援課 高齢者相談・支援担当

TEL 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

住宅バリアフリー化改修工事の助成

バリアフリー化を目的とした住宅改修に対する助成を行っています。

※介護保険課および障がい福祉課で行っている住宅改修助成制度の対象となる場合、 利用できません。

窓口

住宅課 TEL 042-724-4269 FAX 050-3161-6109

固定資産税(家屋)の減額

住宅のバリアフリー改修を促進するため、一定のバリアフリー改修を行った住宅 に対する固定資産税の減額制度です。

改修工事の完了後3か月以内にご申告ください。申告方法の詳細については、以下の窓口へお問い合わせください。

象 放

新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)で、65歳以上の方、要介護認定又は要支援認定を受けている方、障がいのある方で障害者手帳等をお持ちの方が居住し、バリアフリー改修工事を行ったもの(補助金額等を除く工事費用が50万円を超えた場合)

内 容

1戸当たり床面積100㎡相当分を上限として、固定資産税額の3分の1を減額。(減額は家屋のみです。土地の減額はありません。)

減額期間

改修工事が完了した年の翌1年度分

窓

資産税課 家屋・償却資産係

TEL 042-724-2118 FAX 050-3085-6094

自立支援・配食ネットワーク事業

要介護1以上でひとり暮らしまたは高齢者世帯の方が、住みなれた地域で自立した生活が継続できるよう、事業者が見守りを兼ねてお食事を配達します。

対象市内在住の65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯で、要介護認定1~5をお持ちの方

費 用 1 食あたり 490 円~ 650円

※上記金額は2023年度の金額となります。年度ごとに改定があります。

※金額は事業者により異なります。

申込方法 居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーまたはお住まいの地域を

担当する高齢者支援センターを通して市に申請をし、事前審査を受け

ていただきます。

窓 □ 高齢者支援課 高齢者相談·支援担当 TEL 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

紙おむつ支給事業

要介護4または5で住民税非課税世帯の在宅でお住まいの場合に、紙おむつ・尿取りパッドを年4回支給します。

対 象 下記要件すべてに該当する方が対象になります。

○65歳以上で市内に住所を有し、在宅(医療機関に一時的に入院している場合も含む)で生活している方

- ※病院に入院中で退院の目途が立たない方、介護保険施設等入所中の場合は対象外です。
- ○介護保険による要介護状態区分4または5の認定を受けている方(支給月の1日に要介護度が決定している方)
- ○市民税非課税世帯の方(毎年の収入を確定申告等で申告していただき、世帯全員の市民税が非課税である世帯に属する方)

費 用 無料

申込方法 「紙おむつ支給品カタログ」からご希望の品番を選び、高齢者支援課 へお申し込みください。郵送または高齢者支援課窓口(市庁舎1階 112窓口)にて申請してください。

※申請者は、ご利用者本人またはそのご家族となります。詳細は下記窓口までお問合せください。

~まちでトイレに困ったら~公共トイレ協力店をご利用ください



町田市では、トイレを一般の方へ開放していただける店舗等を「公共トイレ協力店」と認定しています。公共トイレ協力店には、ステッカーが貼ってあります。公共トイレ協力店の店舗情報は、町田市ホームページをご覧ください。トイレをご利用の際は、マナーを守り、次の方も気持ちよく利用できるよう、ご協力をお願いします。

窓 □ 環境共生課 生活環境係 TEL 042-724-4391 FAX 050-3160-5478

東京都シルバーパス

お申し込みにより都内民営バス、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナーが利用できる東京都シルバーパスを発行します。発行には費用がかかります。(都外ではご利用できません) ※シルバーパスの有効期限は購入日に関わらず、発効日から9月30日までです。

対 象 満70歳以上の都民の方(ただし、寝たきりの方は除きます。) 満70歳になる月の1日から申し込み可能です。

費 用 20.510 円または 1.000 円

20,510 円の方(4月~9月に発行した場合は10,255円となります。)

○住民税が「課税」で前年の合計所得金額*が135万円を超える方

【必要書類】

①本人確認書類(保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど)

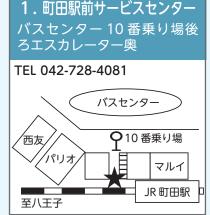
1,000円の方

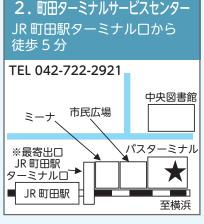
- ○住民税が「非課税」の方
- ○住民税が「課税」で、前年の合計所得金額^{*} が135 万円以下の方

【必要書類】

- ①本人確認書類(保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど)
- ②住民税が非課税、または課税であっても合計所得金額*が135万円以下であることが確認できる書類
 - (介護保険料納入決定通知書・住民税非課税/課税証明書・生活保護受給証明書)
- ※ 不動産譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額となります。この場合は必要書類が異なる場合がありますので下記までお問い合わせ下さい。
- 住民税等の賦課決定が行われるまでの期間(毎年4~6月頃)は、前年度の書類を代用できます。

申込方法 上記の必要書類(①または①と②)と費用をお持ちになって、 神奈川中央交通のシルバーパス取扱窓口にて直接申し込みください。







3. 町田営業所

窓 □ 一般社団法人東京バス協会TEL 03-5308-6950 (シルバーパス専用電話)月〜金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時〜午後5時

3 防災・防犯・ 安全安心

交通安全

加齢に伴って、反射神経や視力などの身体的機能、注意力や判断力などの認知機能が徐々に低下するため、危険をとっさに回避するなどの、交通事故を防ぐための緊急行動がとりにくくなります。これまで以上に交通安全を意識しましょう!

歩行時の注意事項

- ●安全のため、遠回りでも横断歩道を渡りましょう。
- 青信号でも、周囲の安全を確認しましょう。車が来た場合は、ドライバーと目を合わせ、確認してから渡りましょう。
- 夕方や夜間は、ドライバーからよく見えるよう、明るく目立つ服を着て、反射材を身に付けましょう。



運転時の注意事項

- ●運転中は、道路脇から人や自転車が飛び出してくる「かもしれない」という意識を持ちましょう。
- アクセルとブレーキの踏み間違えを防止するため、エンジンをかける前にペダルを交互に踏んで、位置を確認しましょう。
- ■遅くまで飲酒をした場合は、翌日までアルコールが残っている可能性があります。飲酒をした翌日の午前中は運転を避けるなどして、飲酒運転をなくしましょう。



●「運転時認知障害早期発見チェックリスト」を活用し、自身の運転について、見直してみましょう。また、運転に自信が無くなったり、家族から心配されたりしたら、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

【運転時認知障害早期発見チェックリスト】

車のキーや免許証などを探し回ることがある。
道路標識の意味が思い出せないことがある。
アクセルとブレーキを間違えることがある。

※特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会が作成した「運転時認知障害早期発見チェックリスト30」から抜粋

(運転免許証自主返納の受付場所)

都内の運転免許試験場(平日8:30~16:00 日曜8:30~12:00、13:00~16:00) 都内の運転免許更新センター(平日のみ8:30~16:30)

都内の警察署(平日のみ8:30~16:30)

※詳細は、警視庁ホームページ又は最寄りの警察署へお問合せください。

窓 口 市民生活安全課 TEL 042-724-4003 FAX 050-3160-8039

防 犯

高齢者等を狙った特殊詐欺が多発しています。 犯人は常に新しい手口を考案して、お金をだまし取ろうとします。

町田市内発生の詐欺手口です!

- ①息子や孫などの親族を名乗る者から、「書類を失くした」「会社のお金を使い込んだ」と電話があり、「今すぐお金を用意してほしい」と頼まれた。
- ②市役所職員を名乗る者から、電話で「(医療費等の) 還付金がある」「本日中に手続きすればお金が戻る」「ATMで手続きできる」と言われた。
- ③警察官や金融機関などを名乗る者から、電話で「カードが犯罪に使用されている」「カードの交換が必要」「職員が手続きのため伺う」と言われた。
- ④メール (はがき) で、「未納料金請求」「すぐに窓口まで連絡してください」「連絡が無い場合は、法的な手続きに移行する」という内容が送られてきた。



詐欺への対策!!

- 自宅の電話は、家にいるときも留守番電話に設定してください。
- ●電話やメールなどでお金の話が出たら、すぐ対応せず、元から知っている電話番号、公表されている連絡先に確認してください。
- 少しでもおかしいと感じたら、すぐに110番通報してください。
 - 窓 口 市民生活安全課 TEL 042-724-4003 FAX 050-3160-8039

家庭における主な防火防災対策

火災や地震から命を守り、日常生活での事故を防ぐために対策をとりましょう!

火災を起こさないために

たばこ	寝たばこはしない・灰皿に吸殻をためない	Ka
ストーブ	洗濯物など燃えやすいものを近くに置かない 説明書をよく読んで正しく使う	
こんろ	コンロのまわりは、いつもきれいに 調理中はコンロのそばを離れないように	
コンセント 電気配線	コンセントはこまめに掃除する たこ足配線はやめる	
家電製品	古くなり、不良個所のある家電製品を使うのをやめ	3
仏壇など	ろうそく、線香をつけたままその場を離れない	

地震への備えと対策

	寝る場所の近くに家具を置かない 家具類の転倒・落下・移動防止をする		
地震に備えて	食料と水を多めに買っておく(循環型備蓄も有効) (できれば7日分、最低でも3日分の食料と水)		
	手助けをお願いできる人を確保する(近所の方とのコミ	ュニケーシ	ション)
	火災を防止するため「感震ブレーカー」を設置する		
	丈夫な机の下にかくれるなどして、自分の身をまもる		4
もし地震が 起きたら	落ちついて火の元確認し、初期消火をする		
	地域の方と助け合う共助が重要		# #
	家を離れる時は、ブレーカー、ガス元栓を閉める		

日常生活における事故防止

	2 11112		
+= 17:11.5	家の中の段差をなくす	100	
転倒や つまづき	滑りやすい敷物は置かない		
76 76	転倒の原因となる電気コードなどを整理する		
入浴中の	体調の悪い時や飲酒後の入浴は避ける	W	
注意点	入浴の前後に水分補給をする		

窓 D 防災課 TEL 042-724-3218 FAX 050-3085-6519

住宅用火災警報器の点検・交換について



住宅用火災警報器耐用年数が10年といわれているため、設置から10年を目安に交換を行いましょう。 また、日頃からの点検もお願いします。



窓口

町田消防署 TEL 042-794-0119 FAX 042-794-0140

救急通報システム

慢性疾患の発作等により、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態の方に対し、 専用の通報機器を貸与し、在宅生活の安全を確保します。

対象 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯(日中に高齢者だけになる方を含む)で、心疾患・脳血管系の慢性疾患等の発作により、日常生活を営むうえで、常時注意を要する状態の方。

※65歳未満で障がいがある方は、障がい福祉課にお問い合わせください。

費 用 市都民税が課税の方は、新規設置時に初期費用を納付していただきます。 市都民税が非課税の方はご負担はありません。

申込方法 利用開始前に、高齢者支援センターを通して 市に申請をし、事前審査を受けていただきます。

窓 口 お住まいの地域を担当する高齢者支援センター (P.8~9参照) 高齢者支援課 高齢者相談・支援担当 TEL 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

障がい福祉課総務係 TEL042-724-2147 FAX050-3101-1653

火災予防機器等給付事業

認知機能の低下、居住環境等からの防火の配慮が必要な方に対し、火災予防機 器等(煙感知器・電磁調理器)の購入費用を助成します。

対 象 以下の要件をすべて満たす方

- 〇市内在住の65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯(日中に高齢者だけになる方を含む)
- ○認知症等による認知機能の低下にともない、防火の配慮が必要な方
- ○本事業を利用したことがない方
- ○煙感知器を自宅に設置していない方(煙感知器)
- ○日常的にガスを使用し、調理を行っている方(電磁調理器)
- ※65歳未満で障がいがある方は、障がい福祉課にお問合せください。
- 費 用 市都民税が課税の方:限度額以内の1割および市で定める限度額を超える分を負担

市都民税が非課税の方:市で定める限度額を超える分のみ負担

申込方法 利用開始前に、高齢者支援センターを通して市に申請をし、事前審査 を受けていただきます。

窓 コ お住まいの地域を担当する高齢者支援センター (P.8~9参照) 高齢者支援課 高齢者相談・支援担当

TEL 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

障がい福祉課総務係 TEL042-724-2147 FAX050-3101-1653

消費者被害

「自分だけはだまされない!」なんて思っていませんか?悪質商法は年々複雑多様 化しています。

訪問販売

「お宅の屋根がずれている」「給湯器の点検にきた」などと言って訪問され、高額の契約を勧誘されるという相談が多く入っています。一人で判断せず、まず相談をしてください。

トイレの詰まり・鍵が開かないなどの急なトラブルに「レスキューサービス」を依頼し高額な請求をされる。支払わずに交渉、相談をしてください。

通信販売

インターネット通販でサプリメントお試し価格 100 円でも「3 回の購入が条件」「総額数万円」「途中解約不可」のこともあります。申し込むときは条件をよく読んでください。

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

窓

□ 消費生活センター (P.12 参照) TEL 042-722-0001 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 高齢者被害 110 番 TEL 03-3235-3366

高齢消費者見守りホットライン TEL 03-3235-1334

成年後見制度

判断能力に不安がある高齢者、障がい者などの方々の財産管理や契約を補助したり、代理となることによって、安心して生活できるように支援する制度です。

任意後見制度

自らの判断能力が十分なうちに将来に備えたい方が、援助者(任意後 見人)を決め、支援して欲しいことを公証役場で契約します。

法定後見制度

本人がすでに判断能力に不安がある場合、本人・配偶者・四親等内の親族 等から家庭裁判所へ申立てをし、援助者(後見人等)を選んでもらいます。 判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つに分けられます。

窓 口 お住まいの地域を担当する高齢者支援センター (P.8 ~9参照) 町田市社会福祉協議会 福祉サポートまちだ TEL 042-720-9461 FAX 042-725-1284 町田公証役場(任意後見制度) TEL 042-722-4695 FAX 042-722-5693

高齢者あんしんキーホルダー

高齢者の氏名、住所、緊急連絡先などの情報を、担当する地区の高齢者支援センタ 一が登録・管理し、万が一外出先で倒れたりして、救急搬送された際に住所・氏名・ 緊急連絡先などの確認を迅速に行えるようにするものです。

搬送先の病院や保護をした警察などキーホルダーを見た方が、高齢者支援センター へ問い合わせ、登録してある緊急連絡先などと連絡をとることができます。

おおむね 65 歳以上の方 対

書 用 200円

□ お住まいの地域を担当する 窓 高齢者支援センター(P.8~9参照)

> 高齢者支援課 高齢者健康づくり担当 TEL 042-724-2146 FAX 050-3101-6180



の連絡先が記載されます。



担当の高齢者支援センター 本人を確認するための番号

認知症等による行方不明高齢者探索サービス

認知症の高齢者が行方不明になった場合に、GPS (全地球測位システム)による 位置情報端末機器を活用し、現在位置情報を家族等へ知らせることで、高齢者の安 全を確保し、家族等の精神的・経済的負担の軽減を図ります。下記対象を全て満た す方が該当となります。

対

- 象 ○市内に住所を有するおおむね65歳以上の在宅生活者
 - ○認知症等の症状がある方

書

用 400円/月(定額)(税別)

※ただし、生活保護世帯は無料、電話通話料等は利用者の負担。

窓

お住まいの地域を担当する高齢者支援センター (P.8~9参照)

高齢者支援課 高齢者相談・支援担当 TEL 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

~変わりはありませんか~見守り支援ネットワーク

町田市では、高齢者の変化に早めに気づき必要な支援を行うため、町 内会・自治会、サークルなどの地域団体や高齢者支援センター等の関係 機関によるネットワークを構築しています。また、市内で活動する事業者 が市へ登録し、協力事業者として見守りに関する連携を図っています。 協力事業者へは、見守り支援シールを配布しています。



認知症等による行方不明高齢者の情報提供依頼

町田市在住の高齢者が認知症等の症状により行方不明になった場合、ご家族から の依頼により、関係機関へ情報提供依頼を行うことができます。

情報提供依頼手段

- ・関係機関へのFAX 地域包括支援センター(高齢者支援センター及び医療と介護の連携支援センター)、 あんしん相談室、新聞販売店、タクシー会社、郵便局、電鉄会社、宅配業者
- ・エフエムさがみでの放送
- ・防災行政無線の放送及びメール、LINE配信

依頼時の注意点

- ・協力を依頼できるのは行方不明者のご家族となります。
- ・警察への連絡が必要となります。
- ・氏名や町名を公開するため、個人情報公開に同意していただく必要があります。
- ・行方不明となってから数日経過している場合や認知症等に起因しない場合、依頼 をお受けできないことがあります。

依頼先

平日午前8時30分~午後5時	高齢者支援課 高齢者相談·支援担当 TEL 042-724-2141
上記以外	行方不明高齢者捜索依頼窓口 TEL 03-5305-3683

窓 口 高齢者支援課 高齢者相談・支援担当 TEL 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

知ってください! 高齢者虐待 のこと…

周囲の『気づき』が虐待を防止し深刻化を防ぐことができます。

- ○体にあざや傷、火傷などが見られる。
- ○怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
- ○お金が取られる、暴力を受けるなどの訴えがある。
- ○庭や家の周辺にゴミが散乱している。
- ○天候が悪くても長時間1人で外にいたり、徘徊している。

高齢者の「サイン」や心配な様子、 異変を感じたら…



高齢者支援センター・あんしん相談室(P.8~9参照) に、相談や連絡をしてください。

認知症の人と家族が安心して暮らせるために

認知症についての知識やサービスに関する情報を得たい方に・・・

『知って安心認知症』

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症についてわかりやすく説明し、認知症になったときに利用できるサービスを紹介したパンフレットです。



認知症サポーター

認知症についての正しい知識と理解を身に付けた人のことです。家族や友人に知識を伝え、認知症の人や家族の気持ちを理解し、できる範囲での手助けをします。

講座を受講することで認知症サポーターになることができます。



認知症の人や家族が情報交換や交流をしたい時に・・・

認知症カフェ『D カフェ』

町田市では、認知症の人やその家族と地域のつながりの場である、認知症カフェ『D カフェ』を開催しています。認知症の方やその家族、支援者、

地域住民などが気軽に 集まって、情報交換や 交流を行っています。



認知症に関する相談等

医師によるもの忘れ相談や、臨床 心理士等による介護者等相談を各高 齢者支援センターで開催しています。 また、介護サービスの利用や専門医 療機関の受診につながっていない方 やその家族に対して、専門チームで 支援します。

問合せ

高齢者支援センター・あんしん相談室 (p.8~9参照) 高齢者支援課 医療・介護連携/認知症施策担当 TEL 042-724-2140 FAX 050-3101-6180

家族介護者教室·交流会

家族介護者教室 在宅で介護されている方を対象に、介護方法などを学ぶため

の教室を開催しています。

家族介護者交流会 家族介護者同士が情報交換を通して、お互いに抱える不安を

解消するなどの交流会を開催しています。

問合せ

高齢者支援課 高齢者相談・支援担当 TEL 042-724-2141 FAX 050-3101-6180